

# 第2次由布市子ども読書活動推進計画



THE CABIN COMPANY

令和3年3月

# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨 . . . . . 1
- 2 計画の位置付け・役割 . . . . . 2

## 第2章 第1次計画における成果と課題

- 1 総合成果指標の推移から見た状況 . . . . . 3
- 2 社会教育調査から見た状況 . . . . . 4
- 3 まとめ . . . . . 8

## 第3章 基本目標・方針

- 基本目標・基本方針・具体的な方策 . . . . . 9

## 第4章 子どもの読書活動推進のための方策

- 1 家庭（家読）・親子読書の推進 . . . . . 10
- 2 幼稚園・保育園（所）・こども園の  
読書活動の推進 . . . . . 11
- 3 学校の読書活動の推進 . . . . . 12
- 4 市立図書館における読書活動の推進 . . . . . 14
- 5 特別な支援を必要とする  
子どもへの読書活動の推進 . . . . . 16

## 第5章 計画の数値目標 . . . . . 17

## 資料編 . . . . . 18～

- 1 計画策定の経過
- 2 由布市子ども読書活動推進会議設置要綱
- 3 由布市子ども読書活動推進会議委員名簿
- 4 子どもの読書活動の推進に関する法律
- 5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に  
関する法律（読書バリアフリー法）
- 6 子ども読書活動に関するアンケート調査結果



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

由布市では、平成27年4月に策定した「由布市教育振興基本計画」の中で、子どもたちが人生をより深く生きる力を身につけるために、5つの主要施策のひとつとして「未来の創造を担う子ども読書活動の推進」を掲げ、「第1次由布市子ども読書活動推進計画」と位置づけ、様々な事業に取り組んできました。この間の取組により、就学児童生徒の市立図書館の利用登録割合が向上し、読書習慣や貸出冊数が増加傾向になるなど一定の成果がありました。しかし、年度によって数値結果が大きく変化していることや、個々の取組を行ってきているものの、連携による取組が不十分であるという課題もあります。

また、スマートフォンをはじめとする新たな情報通信機器やサービスの急速普及により、子どもを取り巻く生活環境は大きく変わりました。幼児期からの読書習慣の未形成やメディアとの接触の低年齢化・長時間化が、子どもの生活習慣や読書習慣に大きな影響を与え、読書離れやコミュニケーション不足に繋がっているのではないかと懸念されています。

子どもの読書活動は、子どもたちが生きる力を身につける上で基礎となる、読む・書く・聞く・話す力を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を養うとともに、自らの世界観を広げることができます。また、多様な考え方に触れることで、広い視野を持ち、豊かな心を育むことができます。

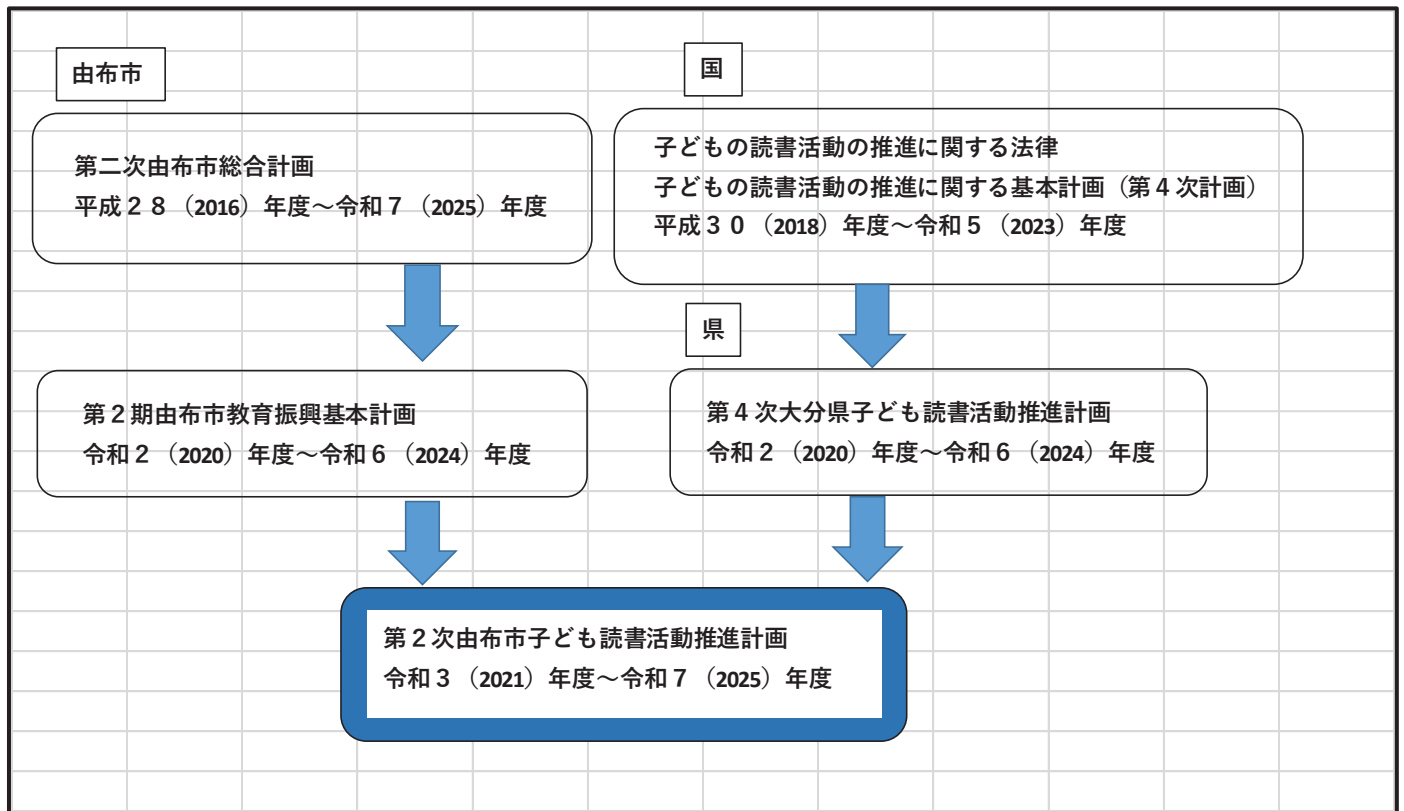
読書を通じて多くのことを学んだ子どもたちが、ふるさとと自己の未来を考えることができる“由布のひと”に成長するよう、大人も子どもも一緒になって「読書活動」を推進していく必要があります。

国においては、平成30年4月に第4次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、大分県においても令和2年4月に「第4次大分県子ども読書活動推進計画～読書だいすき大分っ子の育成をめざして～」を策定しています。

本市においても、第1次計画の成果と課題を踏まえ、読書関係者が連携しながら同じ目標を持って取り組めるよう「第2次由布市子ども読書活動推進計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け・役割

この計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第8条に基づき、国や県の計画を参考にしつつ、本市の実情に応じた子どもの読書活動を推進するための計画です。



## 3 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。



## 第2章 第1次計画における成果と課題

### 1 総合成果指標の推移から見た状況

第1次計画では、諸処の取組による結果は、中高生世代の読書傾向に現れるとして、総合成果指標に3項目を設定しました。ここでは第1次計画期間中の指標の推移を、大分県平均、全国平均と併せて掲載しています。

(1) 平日1日当たり、家や図書館で10分以上読書をしている児童生徒の割合(%)

小学6年	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	由布市	66.8	61.8	52.7	58.0	64.8
	大分県	64.4	63.2	61.6	66.2	69.0
	全国	64.2	63.5	63.3	66.2	65.7
中学3年	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	由布市	48.2	44.5	40.0	53.0	44.2
	大分県	46.7	43.0	45.0	48.1	44.8
	全国	52.2	49.7	51.4	53.5	50.4

小学6年では、平成27年度では全国等を上回っているものの、それ以降は全国や大分県水準と比較すると低い状況にあります。中学3年では、県を上回っている年度があるものの、全国の結果と比較すると低い状況があります。

(2) 1ヶ月に3冊以上本を読む児童生徒の割合(%)

小学5年	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	由布市	75.9	76.1	77.7	81.7	75.5
	大分県	74.1	73.7	77.9	79.7	78.2
中学2年	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	由布市	43.5	36.4	54.4	50.3	59.1
	大分県	42.5	40.4	44.9	43.1	45.1

小学5年は、年度によって大分県水準を上回ることもあります。令和元年度の結果では下回っています。中学2年では、平成29年度から大分県水準を上回って推移をしており、令和元年度は大きく伸びています。

(3) 読書が好きな生徒の割合(%)

中学3年	区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
	由布市	57.1	63.3	59.9		66.4
	大分県	66.0	68.2	67.8		66.5
	全国	67.9	69.9	71.8		68.0

平成27年度より全国・大分県水準を下回っていましたが、令和元年度には大分県水準まで伸びてきています。

(1) (3) 全国学力・学習状況調査結果 参照

(2) 県学力定着状況調査結果 参照

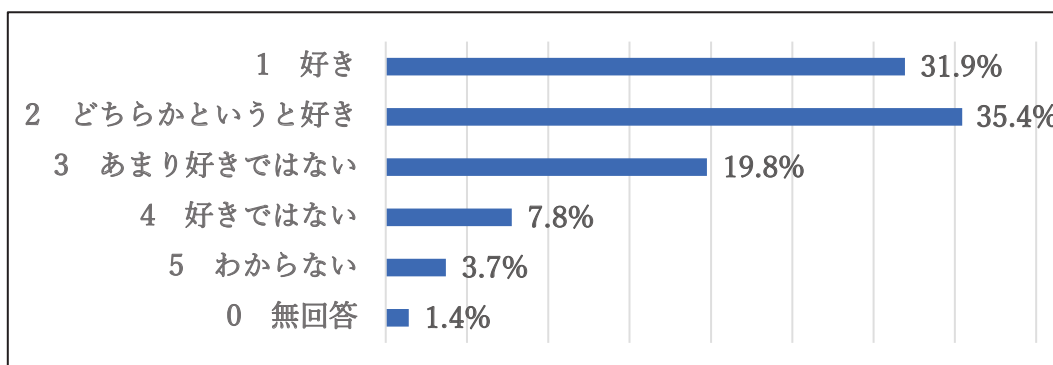
## 2 社会教育調査から見た状況

平成31年3月に実施した「社会教育調査」結果のうち、「読書活動」に関連する質問結果を抜粋して掲載しています。

無作為抽出により18歳以上80歳未満の市民1,500人を対象としてアンケート調査を実施し、567人から回答をいただきました。

(問28) あなたは読書が好きですか。

項目	人	%
1 好き	181	31.9%
2 どちらかという好き	201	35.4%
3 あまり好きではない	112	19.8%
4 好きではない	44	7.8%
5 わからない	21	3.7%
0 無回答	8	1.4%
合計	567	100%



「読書が好き・どちらかという好き」と答えた方が67.3%と、読書を好きと答えた方が多い傾向にあります。



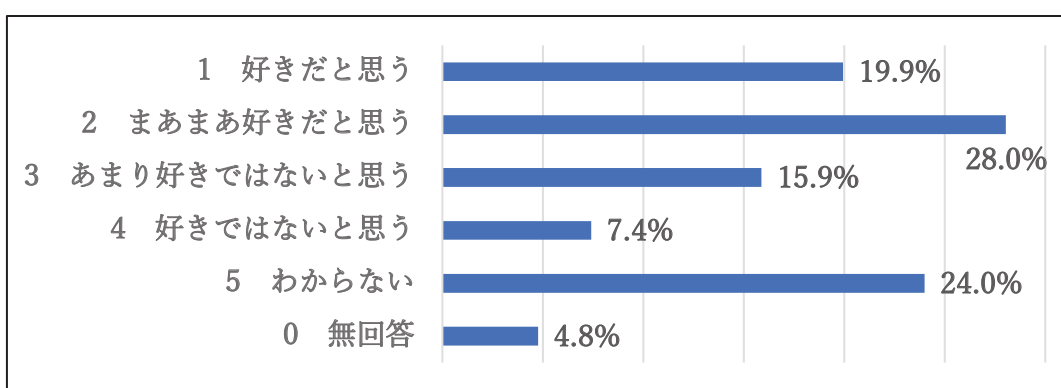
どんぐりまつり in summer



家庭教育講座（朗読会）の様子

(問29) あなたの周りにいる子ども(概ね18歳以下)は読書が好きですか。

項目	人	%
1 好きだと思う	113	19.9%
2 まあまあ好きだと思う	159	28.0%
3 あまり好きではないと思う	90	15.9%
4 好きではないと思う	42	7.4%
5 わからない	136	24.0%
0 無回答	27	4.8%
合計	567	100%



「まあまあ好きだと思う」が28.0%で最も高く、次いで「わからない」が24.0%、「好きだと思う」が19.9%となっています。

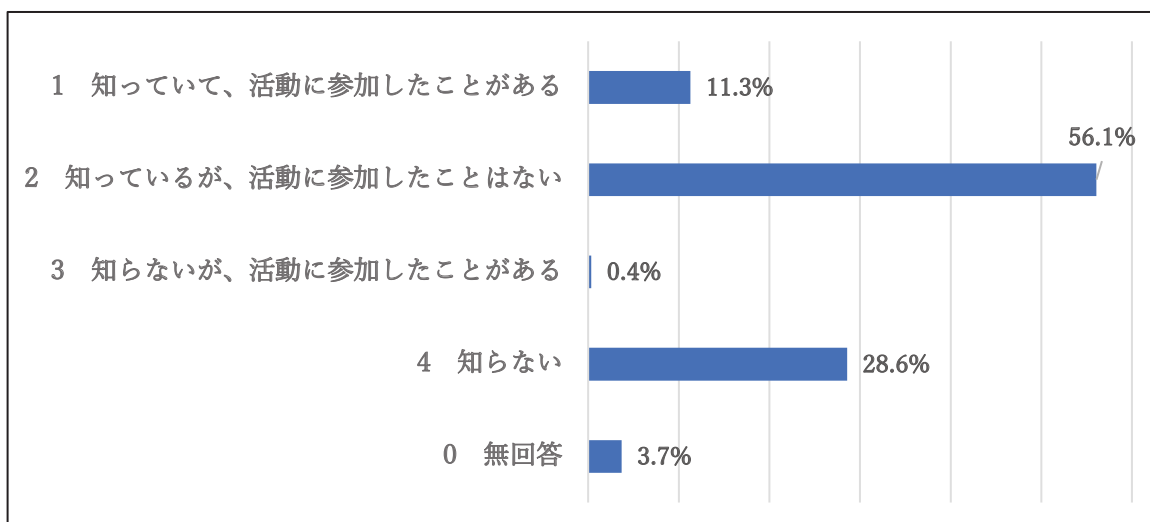
#### (分析) 大人と周りの子の読書嗜好の関係性

(回答者)	周りの子どもは読書が好きだと思う	まあまあ好きだと思う	あまり好きではないと思う	好きではないと思う	わからない	無回答
自分は読書が好き	57	52	19	7	41	5
どちらかというと好き	34	70	36	14	40	7
あまり好きではない	16	29	27	8	28	4
好きでない	2	7	4	11	17	1
わからない	3	1	4	2	10	1
無回答	1	0	0	0	0	7

回答者のうち、「自身が読書好き」と答えている方は、「周りの子どもは読書が好きだと思う・まあまあ好きだと思う」と答えている方が多いと言えます。

(問30) 子どもの読書の活動(読み聞かせなど)を知っていますか。

項目	人	%
1 知っていて、活動に参加したことがある	64	11.3%
2 知っているが、活動に参加したことはない	318	56.1%
3 知らないが、活動に参加したことがある	2	0.4%
4 知らない	162	28.6%
0 無回答	21	3.7%
合計	567	100%



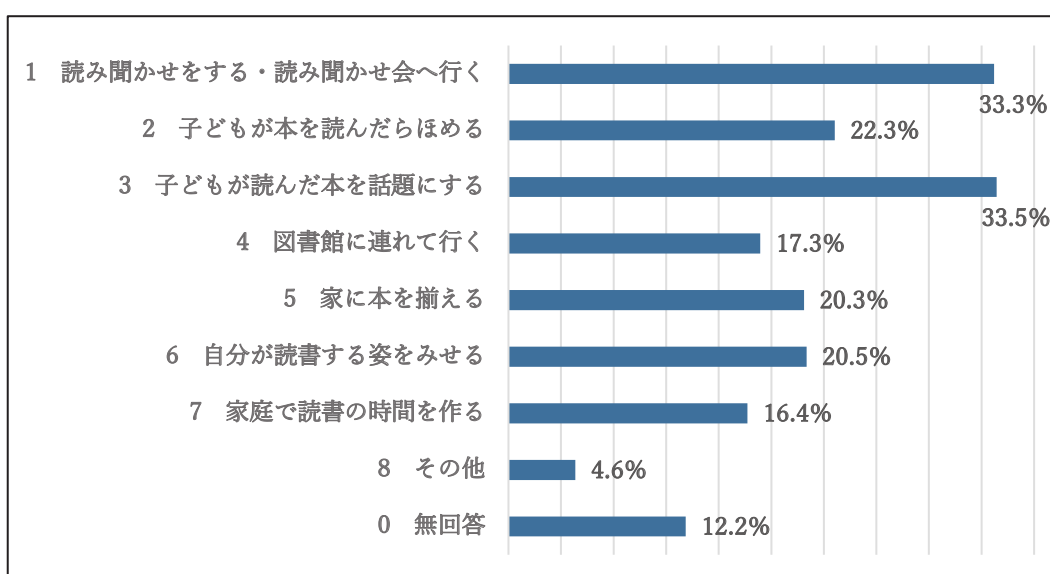
「知っているが、活動に参加したことはない」が56.1%で最も高く、次いで「知らない」が28.6%、「知っていて、活動に参加したことがある」が11.3%となりました。

男女ともに「知っているが、活動に参加したことはない」が最も多く、年代別では、20代を除いて「知っているが、活動に参加したことはない」が最も多く、実際に参加したことがある人は、30・40代と子育て世代に比較的多いことが分かりました。



(問31) 子どもの読書について、家庭ではどのような配慮をしていますか。また、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

項目	人	%
1 読み聞かせをする・読み聞かせ会へ行く	189	33.3%
2 子どもが本を読んだらほめる	127	22.3%
3 子どもが読んだ本を話題にする	190	33.5%
4 図書館に連れて行く	98	17.3%
5 家に本を揃える	115	20.3%
6 自分が読書する姿をみせる	116	20.5%
7 家庭で読書の時間を作る	93	16.4%
8 その他	26	4.6%
0 無回答	69	12.2%
合計	1,023	



「子どもが読んだ本を話題にする」が33.5%で最も高く、次いで「読み聞かせをする・読み聞かせ会へ行く」が33.3%、「子どもが本を読んだらほめる」が22.3%となりました。男性では「子どもが読んだ本を話題にする」・女性では「読み聞かせをする・読み聞かせ会へ行く」が最も多く、年代別では、20～50代は「読み聞かせをする・読み聞かせ会へ行く」が多く、60代以上になると「子どもが読んだ本を話題にする」が多くなっています。

### 3 まとめ

総合成果指標の推移を見ると、多くの項目で全国や大分県レベルを下回る結果となっています。しかし、1ヶ月に3冊以上本を読む児童生徒の割合(中学2年)や読書が好きな生徒の割合(中学3年)が伸びていることに関しては、少しずつではあるものの取組の成果が表れていると言えます。学校段階が上がるにつれて本を読む割合は減少しており、学校・家庭・地域の連携を深め、子どもに読書の意義を伝え、社会全体で読書活動の取組を進めていく必要があります。

社会教育調査結果では、「読書が好き・どちらかというが好き」と答えた方が67.3%であるものの、「子どもの読書の活動(読み聞かせなど)」について、「知っているが活動に参加したことはない」と答えた方が56%、「知らない」と答えた方が29%となっており、取組についての認知度はあまり高くないと言えます。また、自身が読書好きである人は、周りの子どもも読書好きであると答える傾向があり、親や周りの大人の読書習慣や環境が子どもたちの読書活動にも影響を与える可能性があると言えます。

保育園・幼稚園・小学校・中学校を対象に実施した「子ども読書に関するアンケート」では、「市立図書館等に期待すること」の項目から、保育園・幼稚園では、読み聞かせ活動やおすすめ絵本・大型紙芝居の紹介や貸出、絵本コーナーづくりについての支援を必要としていることが分かりました。小・中学校では、調べ学習用の本の充実や団体貸出に対する支援や連携のための環境整備を必要としていることが分かりました。さらに、図書館の利用についての情報がまだまだ行き届いていない部分もあることが分かり、今後はさらなる情報発信や啓発も必要と言えます。

## 第3章 基本目標・方針

### 基本目標

大人から子どもへ～つなげよう読書の輪

### 基本方針

- 1 発達段階に応じた読書習慣の形成
- 2 子どもの読書への関心を高める取組の推進
- 3 子どもの読書に携わる関係者の連携強化

### 具体的な方策

- 1 家読（うちどく）・親子読書の推進
- 2 幼稚園・保育園（所）・こども園における読書活動の推進
- 3 学校における読書活動の推進
- 4 市立図書館における読書活動の推進
- 5 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の推進



## 第4章 子どもの読書活動推進のための方策

学校段階が進むにつれて本を読まない子どもが増えています。そのため早期からの読書習慣の形成と、発達段階に応じて子どもたちが読書に触れるきっかけづくりを行っていきます。

### 1 家庭（家読 **うちどく※1**）・親子読書の推進

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、子どもにとって最も身近な保護者は、読書の楽しさや大切さを伝える上で重要な役割を担っています。乳幼児期の読み聞かせから一人で読書できる児童・青少年期まで、保護者が子どものあらゆる成長段階において、子どもの読書活動に関心を持ち、積極的に関わり続けることが重要です。

保護者が自ら読書を楽しむことができるよう、読み聞かせの大切さや方法を学ぶ機会を提供し、家族で「うちどく」を楽しめるよう働きかけていきます。

#### 具体的な取組

- 家庭教育講座の開催（読み聞かせ講座）  
家庭教育講座の1回を「子ども読書活動推進」のための講座と位置づけ、読み聞かせに関する講座を開催します。
- 乳幼児健診時に「おススメの絵本リスト」を配付  
乳幼児健診時（1歳6ヶ月）に「おススメの絵本リスト」を配付します。
- **読み聞かせボランティア・グループ※2**によるおはなし会の開催  
各図書館を拠点として活動する読み聞かせボランティアによるおはなし会を開催します。
- 子育て支援事業の取組  
「**子育てほっとクーポン※3**」を活用して読み聞かせ絵本の購入費用の助成を行います。

---

※1 家庭読書の略語。子どもを中心に家族で同じ本を読み、読んだ本の感想を話し合うなど、家族みんなで読書をすることで家庭のコミュニケーションを深めることを目的にした読書活動のこと。

※2 由布市立図書館（挾間）／どんぐり 庄内分館／秋桜の会  
湯布院分館／このゆびとまれ

※3 大分県と各市町村において、子どもが生まれた家庭に子育て支援サービスに使えるクーポンを配付する取組のこと。

## 2 幼稚園・保育園（所）・こども園の読書活動の推進

幼児期に多くの絵本や物語に出会うことは、子どもの創造の世界を広げるだけでなく、言語活動の基本となるものであり、欠かせないものです。

市内の幼稚園・保育園（所）等では、朝・活動前・夕方などの時間で幼稚園教諭や保育士たちによる絵本や紙芝居の読み聞かせが日常的に行われるとともに、保護者や読み聞かせボランティアによる定期的な読み聞かせが行われるなど、活発に読み聞かせ活動が行われています。また園にある絵本の貸し出しを行ったり、絵本や図鑑をすぐ手にとれるような場所に置くなど、子どもたちが本を好きになるための様々な取り組みを行っています。

今後も継続して取り組めるように、市立図書館と連携を図りながら子どもたちが多くの絵本に触れることができるよう努めます。

### 具体的な取組

#### ● 読み聞かせの取組

先生たちや保護者・読み聞かせボランティアによる絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。

#### ● 読書環境の充実

**団体貸出制度※3**を活用して、子どもたちが様々な絵本に触れる機会を増やします。また、園内に絵本コーナーを設けるなど、子どもたちが手に取りやすい工夫をします。

#### ● 「オススメ絵本」の紹介

市立図書館は、読んでもらいたい「オススメの絵本」を紹介するなど、積極的に情報発信をし、園関係者や保護者への啓発に努めます。



幼稚園での読み聞かせの様子

---

※3 詳細は14ページ



### 3 学校の読書活動の推進

学校においては、児童生徒が読書に親しみ、読書習慣を身に付けさせることが必要です。また、子どもの読書習慣を確立するためには、読み聞かせなどの受動的な読書から能動的・自発的な読書へと変わる小学校低学年から中学年における読書指導が重要であると言えます。

市内の小学校では、週に1回以上「朝読書」の機会を設けるとともに、月に1回程度、保護者や保護者等で結成された読み聞かせグループ、市内の読み聞かせボランティアなどによる読み聞かせが行われています。また、市内の中学校においても、「朝読書（キャリア読書を含む）」の時間を設け、学校文庫（移動図書館）の設置により、本を読む機会を創出しています。

学校図書館は本の貸借や調べ学習ができる場所であり、児童生徒の読書活動に重要な役割を担っています。小学校では、学校図書館司書を中心として、定期的に辞書引き大会やブックトーク※4、ビブリオバトル（知的書評合戦）※5、スタンプラリー、ビンゴ、ポップ作成などのイベントを開催し、児童が楽しんで読書に向かえるような取組を行っています。中学校では、学校図書館で教科書関連図書を生徒が検索しやすい工夫を行っています。

今後も学習や生活の中で気軽に足を運び、探している本が容易に見つけられる環境などの整備に努め、児童生徒と本の出会いの場としての学校図書館の環境づくりを推進します。

#### 具体的な取組

##### ●一斉読書等の読書活動の推進

朝読書など読書タイムを設け、日常的な一斉読書活動を推進することにより、自発的で継続的な読書活動に結びつくようにします。また、小学校においては、読み聞かせボランティアや保護者を積極的に活用した読み聞かせ活動を行います。さらに、中学校においては、週1回教職員が選んだ読みものの教材を読む機会をつくることで、生徒が職業や生き方を考えるキャリア読書を行います。

##### ●各教科等における読書活動の推進

教科書教材との並行読書や、由布市が取り組む課題解決型の学びを展開する「由布学」の取組において、学校図書館を利用した学習活動を推進します。また、国語科の授業やあらゆる人権学習で活用できる蔵書のリスト化や共有化に努めます。

※4 ひとつのテーマに沿って、何冊かの本をいろいろな角度から紹介し、本の楽しさを知ってもらうための手法。

※5 おもしろいと思った本を持ち寄り、5分間で本を紹介、2～3分間ディスカッションをする。全員の発表が終わったら、「どの本が一番読みたくなったか」を基準にチャンプ本を決める活動。

- レファレンスサービス  
情報や資料を求めている利用者（児童生徒・教職員）に対し、自館または他館より相互貸借をした資料を提供します。
- 読書行事の企画・実施  
ブックトークやビブリオバトル、スタンプラリー、ビンゴなどの読書行事を企画・実施することで子どもたちの読書への関心を高めます。
- 図書委員会・子ども司書の活用  
児童生徒が主体的に学校図書館の読書行事に関わることで読書への関心を高めることができるよう、図書委員会の活動の活性化を図ります。また、積極的に子ども司書※6を活用して、子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組を推進します。
- 図書館見学、職場体験の実施  
図書館の利用促進や読書への関心を高めるために、市立図書館と連携して図書館見学や職場体験を企画・実施します。
- 学校図書館司書の適正配置  
学校図書館を効果的に活用するために、子どもたちと本をつなぐ役割を担い、読書環境と学習環境の充実のために学校図書館司書の継続配置に努めます。
- 学校規模に応じた蔵書の計画的な整備  
「学校図書館図書標準」に基づき、学校規模に応じた蔵書の計画的な整備を行います。
- 学校図書館司書相互の連携と研修機会の確保  
司書部会において児童生徒の読書推進のための研究を行うとともに、必要な知識や情報を得るための研修を受ける機会を確保します。



小学校での読みきかせの様子



学校図書館でのポップづくり

---

※6 大分県と各市町村が共催で養成する読書リーダー。1年間の研修を経て、県から認定される。子どもから子どもへ読書の楽しさを伝える取組。

## 4 市立図書館における読書活動の推進

図書館は、地域の子どもの読書拠点として、様々な本との出会いを育む場であり、多様な資料を使って調べる力や考える力を鍛えることができる場でもあります。由布市立図書館は、挾間・庄内・湯布院の各地域に3館（うち庄内・湯布院の2館は分館）あり、それぞれ公民館に併設されています。由布市立図書館（挾間）は、市内の図書館の中核的な役割を担うとともに、分館2館と連携しながら読書活動の推進に取り組んでいます。また、庄内分館は平成30年12月に新図書館となり、湯布院分館は令和3年3月に湯布院地域複合施設の中に新たな図書館として誕生しました。

引き続き、子どもや保護者のみならず、学校関係者や読書ボランティア等に広く対応できる地域の読書相談窓口として、子どもに関わるすべての大人の支援に努めます。

### 具体的な取組

#### ●情報の発信と読書推進の啓発

図書館だよりをはじめとして、市報やホームページ、SNSを活用しながら情報を広く届けるとともに、対象者に合わせた効果的な情報発信を行います。

#### ●児童コーナーの充実

たくさんのよい本に出会えるように蔵書を充実させるとともに、興味をひくコーナーづくりに努めます。

#### ●図書館イベントの企画・実施

子ども読書の日（4月23日）や子どもの読書週間を契機とした特別企画を実施することで、読書推進の機運を高めます。

#### ●市立図書館の利用促進

小学校入学時に市立図書館貸出カードと図書通帳を小学校と連携して配付し、いつでも図書館の利用ができる環境を整えます。

#### ●読み聞かせボランティアの活動支援

市立図書館で活動する読み聞かせボランティアに対して、活動がさらに発展・充実するよう支援に努めます。

#### ●ブックリサイクル（えほんリサイクル）

市立図書館で役目を終えた本や、各家庭で卒業する絵本を回収し、希望者へ配付することで良書を有効活用し、「家に本のある」環境づくりを支援します。

#### ●図書館見学・職場体験への受け入れ

図書館の利用促進や読書への関心を高めるために、学校図書館と連携して図書館見学や職場体験の受け入れを積極的に行います。

●団体貸出・**レファレンスサービス※7**

市内の子どもと関わる保育園・幼稚園・学校・団体へ団体貸出制度の利用を促進することで、読書環境と活動の支援をします。特に、小・中学校向けには“教科書関連コーナー”の設置やリスト化に努めます。また、県立図書館や県内の公立図書館との相互貸借サービスを積極的に活用することで、ニーズに合った幅広い分野の図書を選定し、調べ学習のためのレファレンスサービスの充実に努めます。

(団体貸出日数・冊数)

図書館名	種類	市内学校団体	市内一般団体
由布市立図書館 (挾間)	書籍	50冊・2ヶ月	30冊・2ヶ月
	大型絵本・紙芝居	2冊・7日	2冊・7日
庄内分館	書籍	20冊・2ヶ月	20冊・2ヶ月
	大型絵本・紙芝居	2冊・7日	2冊・7日
湯布院分館	書籍	30冊・2ヶ月	20冊・2ヶ月
	大型絵本・紙芝居	2冊・7日	2冊・7日

●子ども司書の養成

図書館の仕事を学び、さまざまな読書活動を体験・実践しながら、学校や地域の図書館で、みんなに読書の楽しさや大切さを広める「子ども司書（読書リーダー）」を養成します。

●関係者との連携

子どもの読書活動を促進する環境を整えるために、学校や読書関係者・関係課と情報交換・情報共有を行い、連携を強化します。

●研修機会の確保

子どもや読書関係者のニーズに適切に対応するため、児童サービスの能力向上に必要な専門的知識や情報を得るための研修を受ける機会を確保します。

●「子ども読書活動推進会議」の充実

現場で子どもに関わる関係者同士がこれまで以上に活発に意見交換できる場となるように、委員構成の検討を行い、会議の充実を図ります。

●ならねっ子まつりを通じた読書喚起

ならねっ子まつりを開催することで、由布市の先人を知り、児童文学作品に触れるきっかけをつくり、郷土愛の醸成と読書への興味を喚起します。

---

※7 仕事や日常生活、研究をする上で、何か調べものをする利用者には、図書館司書が必要な資料や情報を入手し、お手伝いするサービス。

## 5 特別な支援を必要とする子どもへの読書活動の推進

「**視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）※8**」が施行されたことにより、障がいの有無に関わらず、子どもが自由に読書活動することができる環境を整えていく必要性はより一層高まっています。障がいに応じた資料の収集・提供に努めるとともに、利用しやすい環境づくりを進めます。

### 具体的な取組

- 大分大学医学部附属病院 小児科病棟「ひまわり文庫」への団体貸出  
奇数月に（年6回）毎月50冊の貸出を行うことで、子どもたちがいつでもどこでも読書に親しめる環境をつくれます。
- 図書収集と利用促進  
大活字本や点字付き絵本、**DAISY(デイジー)図書※9**、**LLブック※10**など障がいのあるなしに関わらず読むことのできる本を整備するとともに、周知や利用促進を図ります。

---

※8 令和元年6月28日に公布、施行された法律。障がいの有無にかかわらず7  
ず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受すること  
ができる社会の実現に寄与することが目的

※9 Digital Accessible Information Systemの略。デジタル録音図書のこと。  
視覚障害等のために普通の印刷物を読むことができない人のための  
もので、音声のみの音声デイジーと、音声を聞きながらテキストや画像  
を同時に見ることができるマルチメディアデイジーの2種類がある。

※10 知的障がいのある人や母語を異にする人など読むことが苦手な人のた  
めに、読みやすいように工夫して作られた本のこと。



## 第5章 計画の数値目標

指 標 名	目標指標		
	基準値 (令和元年度)	中間年目標値 (令和5年度)	最終目標値 (令和7年度)
小学校児童の学校図書館 平均貸出冊数 (学校図書館利用実績)	106.5冊	110冊	120冊
中学校生徒の学校図書館 平均貸出冊数 (学校図書館利用実績)	21.3冊	23冊	25冊
1ヶ月に3冊以上本を読む 児童生徒の割合 (県学力定着状況調査・教育 振興基本計画、重点戦略プ ラン指標)	小5 75.5%	81%	83.4%
	中2 59.1%	62%	65%
読書が好きな生徒の割合 (全国学力・学習状況調査)	中3 66.4%	68%	70%
将来への展望 将来の夢や 目標をもっているか (当てはまると回答した割合) (全国学力学習状況調査・教 育振興基本計画指標)	小6 64.4%	71%	73%
	中3 46.9%	65%	70%
就学児童生徒の市立図書館 利用登録割合	91%	95%	97%
就学児童生徒の市立図書館 平均貸出冊数	8.5冊	10.7冊	12冊
子ども司書養成数(累計)	30人	64人	80人
読み聞かせ会・講座などの 参加者数(延べ人数)	552人	560人	570人
読み聞かせボランティア数	30人	34人	35人

## 資料編

1	計画策定の経過	・ ・ ・ ・ ・ 19
2	由布市子ども読書活動推進会議設置要綱	・ ・ ・ ・ ・ 20
3	由布市子ども読書活動推進委員名簿	・ ・ ・ ・ ・ 21
4	子どもの読書活動の推進に関する法律	・ ・ ・ ・ ・ 22
5	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律 (読書バリアフリー法)	・ ・ ・ ・ ・ 24
6	子ども読書活動に関するアンケート調査結果	・ ・ ・ ・ ・ 28

## 1 第2次由布市子ども読書活動推進計画 策定経過

平成30年10月19日	・第1回由布市子ども読書活動推進会議 推進会議に次期計画に向けた調査検討・策定を諮問
平成31年 2月 5日	・第2回由布市子ども読書活動推進会議 (審議内容) 社会教育調査内容・実施方法について
平成31年 3月29日	・社会教育調査票発送 (4月19日まで)
令和 元年10月15日	・第1回由布市子ども読書活動推進会議 (審議内容) 調査結果の分析
令和 2年 1月31日	・第2回由布市子ども読書活動推進会議 (審議内容) 1 調査結果の分析 2 計画の構成について
令和 2年 3月16日	・第3回由布市子ども読書活動推進会議 (審議内容) 推進計画の検討 (概要)
令和 2年 9月15日	・第1回由布市子ども読書活動推進会議 (兼計画策定委員会) (審議内容) 推進計画の検討 (全体)
令和 2年11月24日	・第2回由布市子ども読書活動推進会議 (兼計画策定委員会) (審議内容) 1 第5章 計画の数値目標について 2 パブリックコメントについて
令和 2年12月 4日	・パブリックコメントによる意見募集を実施 (1月8日まで)
令和 3年 2月 5日	・第3回由布市子ども読書活動推進会議 (兼計画策定委員会) (審議内容) 1 パブリックコメントを受けて計画 (案) の最終確認 2 答申について 3 冊子作成に関する事務局への委任
令和 3年 2月 9日	・「第2次由布市子ども読書活動推進計画」策定委員会答申
令和 3年 4月 1日	・第2次由布市子ども読書活動推進計画施行



子ども読書活動推進会議 (兼計画策定委員会) による  
答申の様子

## 2 由布市子ども読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 由布市子ども読書活動推進計画（以下「市計画」という）に基づき、子どもの読書活動の推進を図るため、関係者の連携及び協力の下、由布市子ども読書活動推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(目的)

第2条 会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 子どもの読書活動を推進するための連携協力に関すること
- (2) 子どもの読書活動についての広報及び啓発に関すること
- (3) 市計画の進捗状況についての検討及び評価に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 会議の委員は12人以内とし、図書館関係者、学校関係者、社会教育関連団体、その他子どもの読書活動に関係する者等で構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期中に委員の変更あった場合は、任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員が互選する。
- 3 会長は、会議を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会長及び副会長の任期は2年とする。

(会議)

第5条 会議は会長が招集し、会長はその議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、由布市教育委員会社会教育課に置く。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月19日から施行する。

### 3 由布市子ども読書活動推進会議委員名簿（平成31年度～）

役職・委員区分	氏名	備考
会長	二宮 勝利	庄内あつまるクラブ
副会長	衛藤 公臣	湯布院町青少年ボランティア サポートセンター
委員	高盛 礼子	由布市PTA連合会代表
委員	野田 時枝	読みきかせボランティア 「どんぐり」代表
委員	佐藤 ハツヨ	読みきかせボランティア 「秋桜の会」代表
委員	久保田 禮子	読みきかせボランティア 「このゆびとまれ」代表
委員	溝口 泰章	青少年健全育成市民会議代表 ～令和2年3月31日
委員	枝木 東海	青少年健全育成市民会議代表 令和2年4月1日～
委員	甲斐 靖子	女性団体連絡協議会代表 ～令和2年3月31日
委員	芝野 聖美	女性団体連絡協議会代表 令和2年4月1日～
委員	山月 美江子	はさま未来クラブ代表
委員	後藤 弘子	ならねっ子まつり実行委員会 代表
委員	佐藤 公代	学校図書館司書 ～令和2年3月31日
委員	加藤 紀子	学校図書館司書 令和2年4月1日～
委員	後藤 美智子	市立図書館司書



#### 4 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう、以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関との連携強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

（子ども読書活動推進基本計画）

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に

報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子どもの読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 5 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

（目的）

第一条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一条第二項及び第十二条第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

（基本理念）

第三条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針  
二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第九条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の教科)

第十条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようにするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化

(特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援)

第十一条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。



(視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等)

第十二条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(外国から視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備)

第十三条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

(端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

(情報通信技術の習得支援)

第十五条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第十六条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第十八条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワー



クを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 6 「子ども読書活動に関するアンケート」調査結果

令和2年5月に市内中学校・小学校・幼稚園・保育園を対象に実施した学校等における取組状況や要望についてのアンケート調査結果です。

### (中学校・小学校用)

問1. 学校では子どもたちの読書習慣を定着させるため、どんな取組を行っていますか。

(中学校)

- ・毎朝全校一斉の朝読書の時間を設けている
- ・2、3年生の各教室に移動図書館（学校文庫）の設置をしている
- ・司書の先生にお願いして「読書のしおり」に掲載されている本や、教科書の関連図書を生徒が検索しやすいようにコーナー等をつくって管理してもらっている
- ・長期休みの貸出を行っている

(小学校)

- ・週2回の読書タイム
- ・国語や生活科との並行読書
- ・読み聞かせサポーターによる朝の読み聞かせ
- ・図書の時間に図書館司書の「お話会」の実施（低学年）
- ・図書館イベントの開催（クイズ・ビンゴ・辞書引き大会・ブックトーク・ビブリオバトルなど）
- ・週に1度は必ず図書館に足を運び、本を借りる
- ・集会時におすすめの本の紹介をしている
- ・母親部の読み聞かせ

問2. 図書委員はどのような仕事・役割がありますか。

(中学校)

- ・常時活動（貸出・返却のしごと・館内の整理・整頓など）
- ・図書だよりの発行
- ・館内展示・掲示用のおすすめ本の紹介・新刊紹介
- ・移動図書館の入替
- ・帰りの会で返却の呼びかけ

- ・図書室利用時のマナーの呼びかけ
- ・本のイベント企画、運営  
(小学校)
- ・日常業務（貸出・返却・配架・本の整理・クリーニング）
- ・図書館イベント（図書館クイズ・ビブリオバトル）の企画・運営
- ・本の紹介（図書室に掲示する「おすすめの本」をカードにかく）
- ・集会でお知らせする
- ・給食の時間に本の音読とブックトーク
- ・低学年クラスへの読み聞かせ
- ・全校向けパネルシアター
- ・小人数のため、図書委員はいない

問3. 市立図書館（分館）の司書や社会教育課に期待することや連携してもらいたいことがありますか。

(中学校)

- ・学校の授業で使う本の購入や貸出をお願いしたい。

(小学校)

- ・調べ学習用の本を充実してほしい
- ・児童の貸出状況を教えてもらいたい（貸出冊数・人気本の傾向など）
- ・授業用の貸出をオンラインで貸出処理ができるようにしてほしい（本の受取は司書が行う）
- ・移動図書館に来てほしい
- ・図書カードを統一してほしい

**(幼稚園・保育園用)**

問1. 読み聞かせなど読書に関する取組を行っていますか。

はい・・・13園

いいえ・・・0園

問2. 読み聞かせなどの取組はどのタイミングでどのように行っていますか。

(幼稚園)

- ・園にある絵本の貸出をしている
- ・毎日、絵本・紙芝居の読み聞かせを行うようにしている
- ・保育業者さんから、毎月月刊誌を1クラス3冊ずつ購入している
- ・クラス毎の読み聞かせに利用し、年度末はお気に入りの月刊誌を持ち帰るようにしている

- ・毎月、保護者ボランティアによる読み聞かせを実施
- ・図鑑や折り紙の絵本などは、調べたいときにすぐ手に取れる場所に置いている  
(保育園)
- ・朝、昼寝前、夕方は必ず読み聞かせを行っている
- ・上記ほか空いた時間に読み聞かせをしている
- ・ボランティアの方に月に1度読み聞かせに来てもらっている
- ・ホールに絵本を設置し、子どもがいつでも手に取れるようにしている
- ・昼寝前などは長いお話をする

問3. 市立図書館司書に期待することや支援してもらいたいことがありますか。

(幼稚園)

- ・季節や時期に応じた絵本や紙芝居等のお勧めを月ごとに教えてほしい
- ・読み聞かせの研修会を開催してほしい
- ・絵本コーナーの設置の仕方や絵本の置き方などを教えてほしい

(保育園)

- ・支援センターや児童クラブへ読み聞かせに来てほしい

(保育園に通う子どもは、保育士による読み聞かせなど絵本に触れる機会が多いので、家庭で過ごしている子どもを対象に行ってほしい)

- ・保育園向けの新刊が出たら教えてほしい
- ・定期的に20～30冊を図書館の方でおすすめの絵本や紙芝居を選んで貸出してほしい
- ・古くなった絵本等があれば保育園にもraitたい
- ・人気の絵本ベスト3や絵本の紹介(特徴)をしてもらいたい
- ・大型絵本のタイトルと内容が分かるリストを提供してほしい

第2次由布市子ども読書活動推進計画

(令和3年度～令和7年度)

発行：令和3年3月

由布市教育委員会 社会教育課

〒879-5498

大分県由布市庄内町柿原302番地

電話：097-582-1203

FAX：097-582-1245

E-mail：social\_edu@city.yufu.lg.jp